

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年11月14日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「〇〇〇の太陽光発電現場に行った出張命令、公用車使用簿等（H30年9月から現在まで）と報告書含む」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年11月28日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「〇〇〇の太陽光発電現場に行った報告書（H30年9月から現在まで）」（以下「公文書①」という。）、「県有車両使用簿80-10（9月）、県有車両使用簿9-57（10月）及び県有車両使用簿80-10（11月）」（以下「公文書②」という。）及び「出張命令（H30年9月21日、10月1日、11月5日）」（以下「公文書③」という。）と特定し、公文書①については「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しないため。」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分を行い、公文書②については公文書公開決定処分を行い、公文書③については条例第8条第1号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年12月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月31日（同年4月2日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。（以下「当審査会」という。））に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あるべき書類を隠したので公開せよ。

2 審査請求の理由

本来、事件現場逮捕者が出ているのに、何の報告書も残さないのは、可笑しい。

又、私と県とこの件に対して、再三協議書を制作している為あるべき書類であると主張する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分を行った理由

本件請求における「出張命令（H30年9月から現在まで）」を公文書③と特定し、条例第8条第1項に該当すると判断される情報については、公開しないこととした。

2 審査請求人の主張に関する説明

審査請求人が請求した文書のうち「出張命令（H30年9月から現在まで）」は、本件処分に係る文書が全てである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年3月31日	諮問
令和6年11月29日 第3部会（第14回）	審議
同 年12月23日 第3部会（第15回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、あるべき書類を隠したとして報告書の存在を主張しており、実施機関が特定した公文書の他に公開されるべき書類があるとの主張をしていると解される。しかし、本件処分は、審査請求人が公開を求めた一連の公文書の一部である「出張命令」を特定し、本件処分を行っている。

したがって、実施機関は公文書公開請求書の記載のとおり公文書を特定しているから、実施機関が行った公文書の特定については争いがないものと認められ、当審査会

としても、実施機関の行った公文書の特定は妥当と判断する。

以上により、本件請求内容について特定した公文書③については、非公開情報を除き全て公開していると認められるため、本件処分に係る文書が全てであるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

なお、本件処分に係る公文書公開請求に対しては、本件処分とは別に、審査請求人が主張している復命書等を公文書①と特定し、公文書公開請求拒否決定処分が行われているから、報告書に関する主張は、この処分に対する審査請求においてなされるべきものである。

2 非公開情報である条例第8条第1号の該当性について

実施機関が本件処分で非公開情報とした「出張番号」は職員番号が記載されており、職員番号は人事管理上の情報であって、地方職員共済組合員証の番号としても使用されている。そのため、「出張番号」は、職務の遂行に係る情報ではないと認められるから、条例第8条第1号に該当し、同号ただし書には該当せず、これらの部分を非公開とした実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	